

財団法人 国際協力推進協会

寄 附 行 為

平成 2 3 年 6 月 2 3 日

財団法人 国際協力推進協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、財団法人国際協力推進協会（以下「協会」という）という。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号に置く。

2. 協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 協会は、国際協力に関する長期総合的な調査、研究及び学術の奨励ならびに情報資料の収集及び提供ならびに海外及び国内における広報活動を行うこと等により、国際協力の推進をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する調査及び研究ならびにその成果の発表
- (2) 国際協力に関する学術の奨励
- (3) 国際協力に関する情報及び資料の収集及び提供
- (4) 国際協力に関する広報活動
- (5) 国際協力に関する講演会、研究会の開催
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 協会の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 協会の財産は、基本財産と運用財産とする。

2. 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) 基本財産として、指定して寄附された財産

(2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 協会の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、外務大臣に届け出なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

2. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業年度)

第12条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計書類等)

第13条 理事長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3. 理事長は、前項の書類及び報告書について理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、その会計年度終了後3か月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。また、これを事務所に備え付けておかななければならない。

(長期借入金)

第14条 協会が資金の借入れをしようとするときは、当該会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、外務大臣の承認を得なければならない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第15条 協会に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 1名以上3名以内

2. 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 会長、理事長、専務理事は、理事の互選により選任する。
3. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第17条 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

2. 理事長は、協会を代表し、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
3. 専務理事は、理事長を補佐して協会の常務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
5. 監事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任をすることができる。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現役員の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員 の 解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2. 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集 等)

第22条 理事会は、理事長が必要と認めたととき招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事長は、理事の3分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならない。
3. 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ理事会で定めた方法により招集することができる。

(定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選任された出席理事2名以上の議事録署名人がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 前項の議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会等

(評議員)

第26条 本協会に、評議員5名以上10名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3. 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、会長が招集する。
3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
4. 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
5. 評議員会には、第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
6. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(顧問)

第28条 協会に、顧問10名から15名以内を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 学術奨励金交付審査委員会

(構成)

第29条 協会に、学術奨励金交付審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

2. 審査委員会は、協会の役員及び学識経験者のうちから、理事長が、理事会の議決を経て、委嘱した10名以内の審査委員をもって構成する。

(任務)

第30条 審査委員会は、第4条第2項の規定に基づき、別に定めるところにより、研究機関又は研究者から応募のあった国際協力に関する学術研究を審査し、その中から顕著な業績を果し、又は果し得ると認められるものを理事会に推せんする。

(任期)

第31条 審査委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(議 事)

第32条 第29条から第31条までに定めるもののほか、審査委員会に関する事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第33条 協会に、事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

3. 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿および証拠の書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければならない。

(解 散)

第35条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 協会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4

分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、協会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 補 則

(維持会員)

第37条 この法人に維持会員を置く。

2. 維持会員は、この法人の運営に関して財政的に寄与する法人又は団体及び個人とする。
3. 維持会員は、維持会費を納めなければならない。
4. その他維持会員及び維持会費に対して必要な事項は、評議員の同意を得た後、理事会において別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、協会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. 協会設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和51年3月31日に終わるものとする。
2. 協会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。
3. 協会の設立時における基本財産は、次のとおりとする。

基本財産 普通預金 10,000,000円

附 則

1. この寄附行為の一部変更は、外務大臣の認可があった日(平成23年6月23日外務大臣認可第29号)から施行する。